

亜鉛に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

- 1. 実施期間 平成29年12月20日~平成30年1月18日
- 2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3. 提出状況 2通
- 4. 頂いた意見・情報及び肥料・飼料等専門調査会の回答

	頂いた意見・情報	食品安全委員会の回答
1	食品健康影響評価に「人間への安全性上での判断が不可能」と記載することについて	いただきました政策提案は、一般的な食品 安全委員会に対するご意見として承りました。 た。 なお、評価は、評価対象物質、代謝物及び 分解物の食品への残留性及び毒性試験成績 等の情報に基づき、科学的かつ総合的に行っ ております。
2	食品健康影響評価における「一日摂取許容量 (ADI)」の記載について	いただきました政策提案は、一般的な食品 安全委員会に対するご意見として承りました。 なお、本評価書の食品健康影響評価では、 亜鉛の推定一日摂取量等を考慮して、「動物 用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかである」と評価しています。